

大竹市告示第27号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の設置者に対し市は意見を有しない旨を通知したので、大竹市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱（平成20年4月1日制定）第18条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該通知を縦覧に供する。

令和5年2月24日

大竹市長 入山 欣郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

(仮称)ダイレックス大竹店

(2) 所在地

大竹市北栄838番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者及び住所

(1) 名称

ダイレックス株式会社

(2) 代表者

代表取締役 多田 高志

(3) 住所

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 市の通知年月日

令和5年2月22日

4 市の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

大竹市総務部産業振興課（大竹市小方一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和5年2月24日から令和5年3月23日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで